1 納税義務者

個人		法人	
1 住所を有する個人	2 市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの	3 市内に事務所又は事業所を有する法人 4 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等又は人格のない社団等で、収益事業を行うもの	5 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 6 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等で、収益事業を行わないもの
均等割のみ、又は均等割と所得割との合算額を課税	均等割のみ課税	均等割と法人税割との合算額を課税	均等割のみ課税

2 納税義務者等に関する調（各年７月１日現在）

年度	個人　均等割納税義務者数			個人所得割納税義務者数
	1 住所を有する個人（均等割のみ、又は均等割と所得割との合算額を課税）	2 市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割のみ課税）	計	
3	58,562	40	58,602	52,615
4	58,082	46	58,128	52,182
5	58,366	50	58,416	52,586
6	58,378	41	58,419	49,033
7	59,008	0	59,008	53,652
8	57,995	48	58,043	53,218

年度	法人　均等割納税義務者数※1			法人税割納税者数	左のうち連結申告法人分
	3 市内に事務所又は事業所を有する法人 4 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等又は人格のない社団等で、収益事業を行うもの（均等割と所得割との合算額を課税）	5 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 6 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等で、収益事業を行わないもの※2（均等割のみ課税）	計		
2	3,511	167	3,678	1,260	67
3	3,524	171	3,695	1,194	72
4	3,539	171	3,710	1,392	77
5	3,515	171	3,686	1,324	80
6	3,488	21	3,661	1,233	95
7	3,629	20	3,649	1,332	97

※１　当年７月２日から翌年７月１日までの間に申告期限が到来した法人の数。
※２　６（公益法人等）のうち、収益事業を行わない公益社団法人、公益財団法人、地縁団体、特定非営利活動法人は令和６年度から課税免除としているため、件数から除外。